

避難所のルール（例）

〇〇〇〇〇避難所運営本部

代表 〇〇 〇〇

- 1 この避難所は、災害時における地域住民の生活の場、生活再建の拠点となる施設です。
- 2 避難所の円滑な運営を行うため、避難所運営本部を設置します。
- 3 避難所は、地域のライフラインの復旧および被災者の一定の生活ができるまでを目処に閉鎖します。
- 4 避難所を利用するには、家族単位で登録する必要があります。
- 5 避難所運営本部が指定する危険箇所及び施設管理に必要な部屋は利用できません。「立入禁止」「利用上の注意」等の貼り紙には従ってください。
- 6 食料や生活必需品等は、原則として全員に配布可能となった段階で配布を開始します。
 - (1) 食料や生活必需品は、居住グループごとに配布します。
 - (2) 近隣の在宅避難者には世帯ごとに配布します。
- 7 消灯は午後〇時です。
 - (1) 廊下は点灯したままとし、体育館などの居住スペースを消灯します。
 - (2) 避難所を運営するうえで必要となる部屋は点灯したままとします。
- 8 放送は、原則として午後〇時までとします。
- 9 外部からの電話受信は、午前〇時から午後〇時まで行います。
 - (1) 電話の呼び出しは、放送及び掲示板により行います。
 - (2) 施設内の公衆電話は緊急用とします。私用電話は、臨時仮設電話等を利用してください。
- 10 トイレの清掃は避難者が交代で行います。
- 11 飲酒・喫煙は決められた場所でのみ許可することとします。
- 12 犬・猫などのペット（盲導犬等を除く）は、決められた場所で飼い主が飼育してください。
- 13 ごみは分別して、決められた場所に出してください。
- 14 その他、避難生活を送るうえでの困りごとは、総務班に相談してください。

新型コロナウイルス感染症対策

3つの**密**を避けましょう！

換気の悪い

密閉空間

30分に一度は
換気する

多数が集まる

密集空間

避難者同士の
距離を保つ

近くで発声

密接空間

近距離での会話
に気を付ける

ご協力をお願いします！

- 隣の人と2m以上離れて過ごしましょう。
- こまめな手洗いを心がけましょう。
- 常にマスクを着用しましょう。
- 定期的に換気を行いましょう。
- 体温・体調をチェックしましょう。

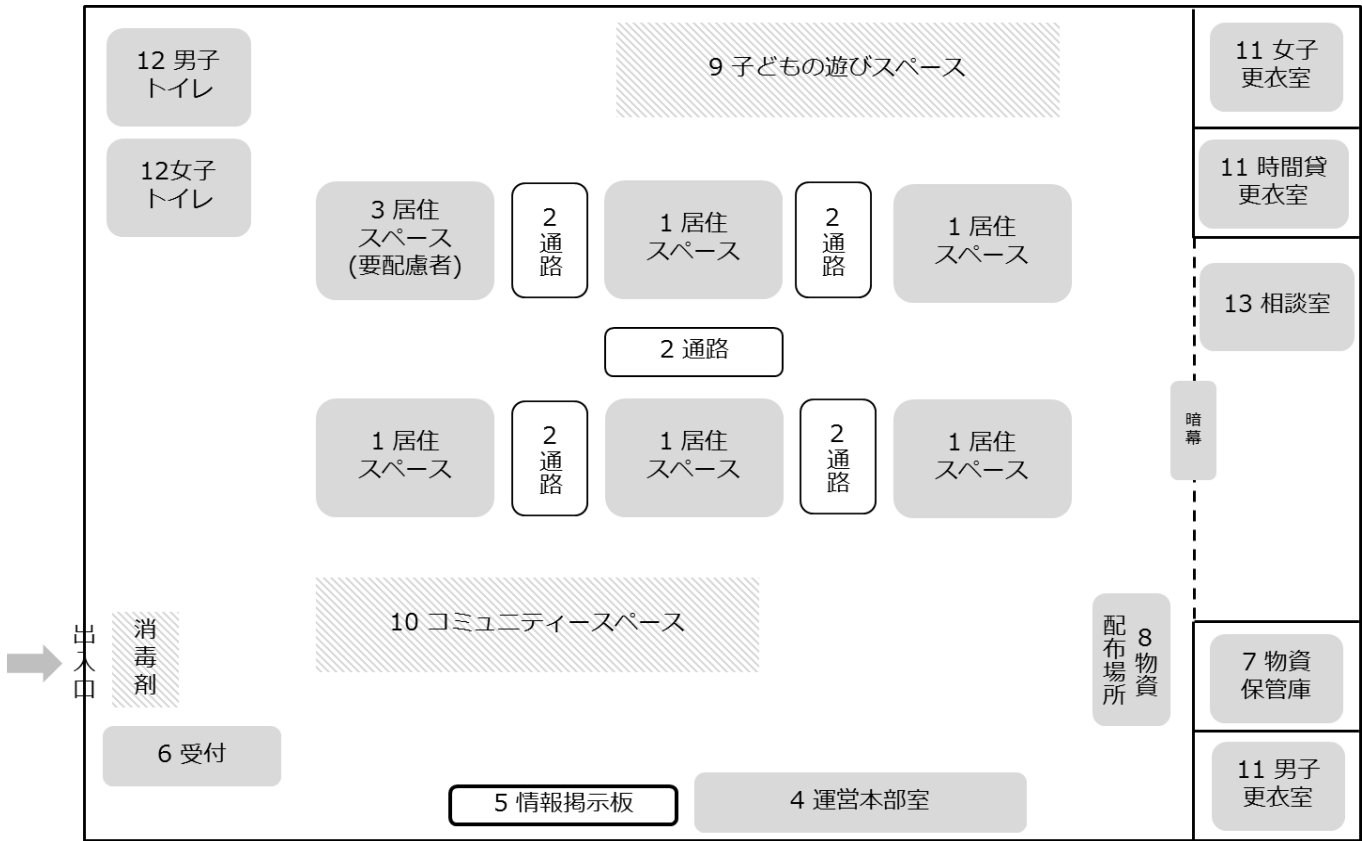
<参考：要配慮者の主な特徴とニーズ>

※市町村避難所運営マニュアル作成モデル（岩手県保健福祉部保健福祉企画室）より抜粋

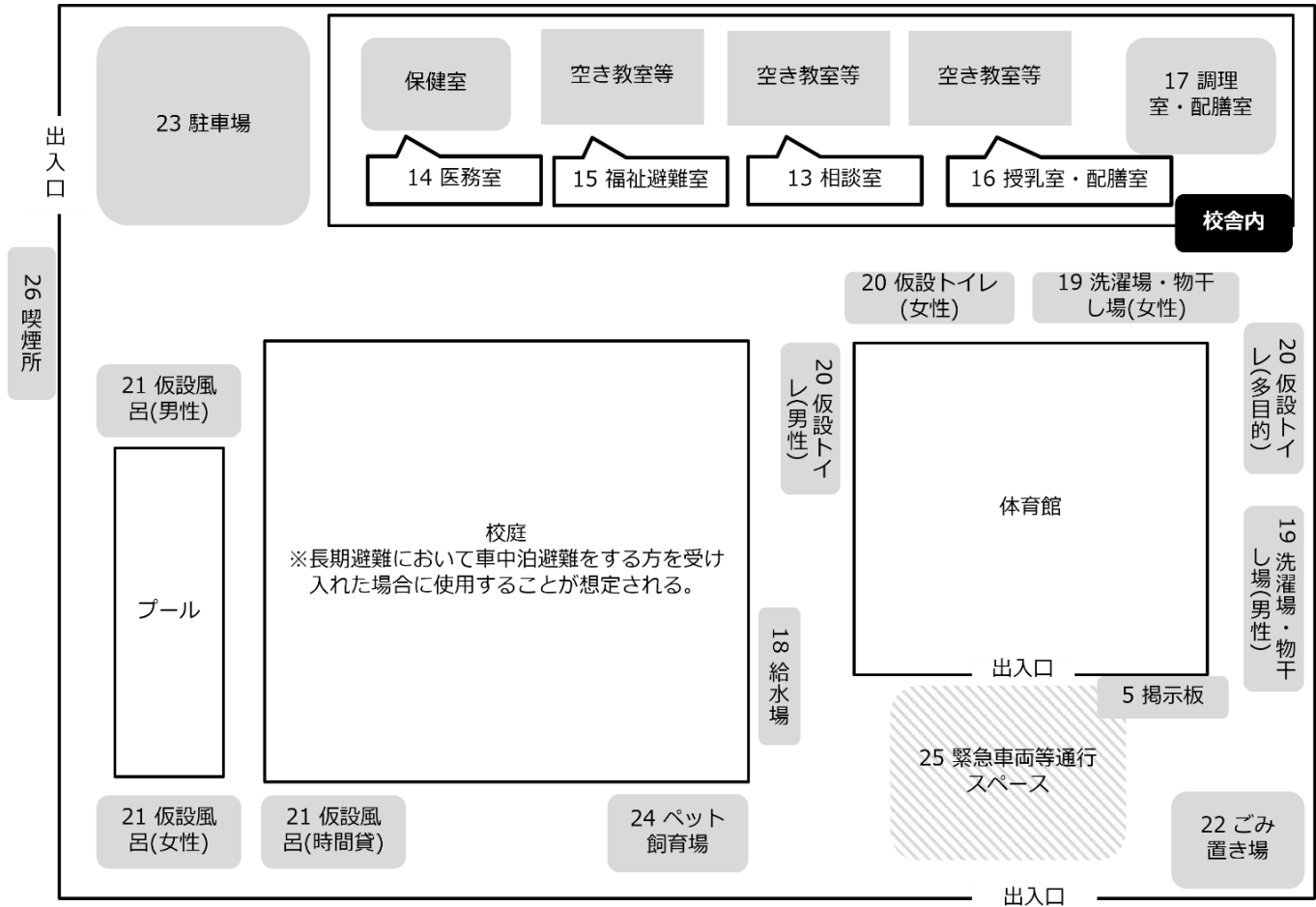
区分	特徴	災害時のニーズ
ひとり暮らし高齢者等	基本的には自力で行動できるが、地域とのつながりが薄く、緊急事態等の覚知が遅れる場合がある。	迅速な情報伝達と避難誘導、安否確認及び状況把握等が必要になる。
要介護者（寝たきり）	食事、排泄、衣服の着脱、入浴などの日常生活をするうえで、他人の介助が必要であり、自力で移動できない。	安否確認、生活状況の確認が必要となる。避難する際は、車椅子等の補助器具が必要なことがある。
認知症高齢者	記憶が抜け落ちていたり、幻覚が現れたり、徘徊するなど、自分の状況を伝えたり、自分で判断し、行動することが困難な場合がある。	安否確認、状況把握、避難誘導などの援助が必要となる。
視覚障がい	視覚による覚知が可能な場合や置かれた状況がわからず、瞬時に行動をとることが困難だったり、他の人がとっている応急対策などがわからない場合が多い。	音声による情報伝達や状況把握が必要であり、介助者がいないと避難できないため、避難誘導等の援助が必要となる。
聴覚障がい	音声による避難・誘導の指示が認識できない。補聴器を使用する人もいるが、コミュニケーション手段としては、手話、筆記等である。	補聴器の使用や、手話、文字、絵図等を活用した情報伝達及び状況把握が必要となる。
言語障がい	自分の状況等を伝える際の音声による会話が困難である。	手話、筆談等によって、状況を把握することが必要となる。
肢体不自由	体幹障がいや足が不自由な場合、自力歩行や素早い避難行動が困難なことが多い。	歩行の補助や車椅子等の補助器具が必要となる。
内部障がい	ほとんどの人が自力歩行でき、一般の人と変わりなく見える事が多いが、補助器具や薬の投与、通院による治療（透析等）が必要である。	避難所に酸素ボンベが持ち込めないなどの問題がある。継続治療できなくなる傾向がある。透析治療のための集団移動措置をとる際は、ヘリ、車、船などの移動手段の手配が必要となる。
知的障がい	緊急事態等の認識が不十分な場合や、環境の変化による精神的な動揺が見られる場合があり、自分の状況を説明できない人もいる。施設・作業所等に通所している割合が、他の障がい者より高い。	気持ちを落ち着かせながら、安全な場所へ誘導したり、生活行動を支援するなどの必要となる。通所していた施設・作業所等の復旧を早め、被災前の生活に一刻も早く戻す。
精神障がい	多くの人は自分で判断し、行動できる。適切な治療と服薬により、症状をコントロールできる。	精神的動揺は激しくなる場合があるので、気持ちを落ち着かせ、適切な治療と服薬を継続することで症状をコントロールする必要がある。自ら薬の種類を把握しておくことが必要である。
発達障がい	一般の人と変わりなく見えることが多いが、社会的関係の形成や学業等に支障がある。避難の必要性を理解できない場合や大きな音でパニックになる場合がある。	状況に応じて、体育館等の広い場所ではなく、教室などの場所への誘導や生活への配慮など個別の支援が必要となる。
妊産婦	自力で移動できる人が多いが、素早い避難行動は困難な場合が多い。	精神的動揺により、状況が急変することもあるので、避難行動のため、場合によっては、車椅子等や、車などの移動手段が必要になる。
乳幼児，児童	年齢が低いほど、養護が必要である。	緊急事態時は、避難時に適切な誘導が必要である。被災により、保護者等が児童等を養育することが困難または不可能な場合、保育所等への緊急入所等が必要になる。
外国人	日本語で情報を受けたり伝達することが十分できない人も多く、特に災害時の用語などが理解できないことが多い。	日本語で情報を受けたり伝達することが十分できないため、多言語による情報提供が必要となる。母国語による情報提供や相談が必要となる。

※ レイアウトは、施設ごとの実情に合わせて設定することとします。

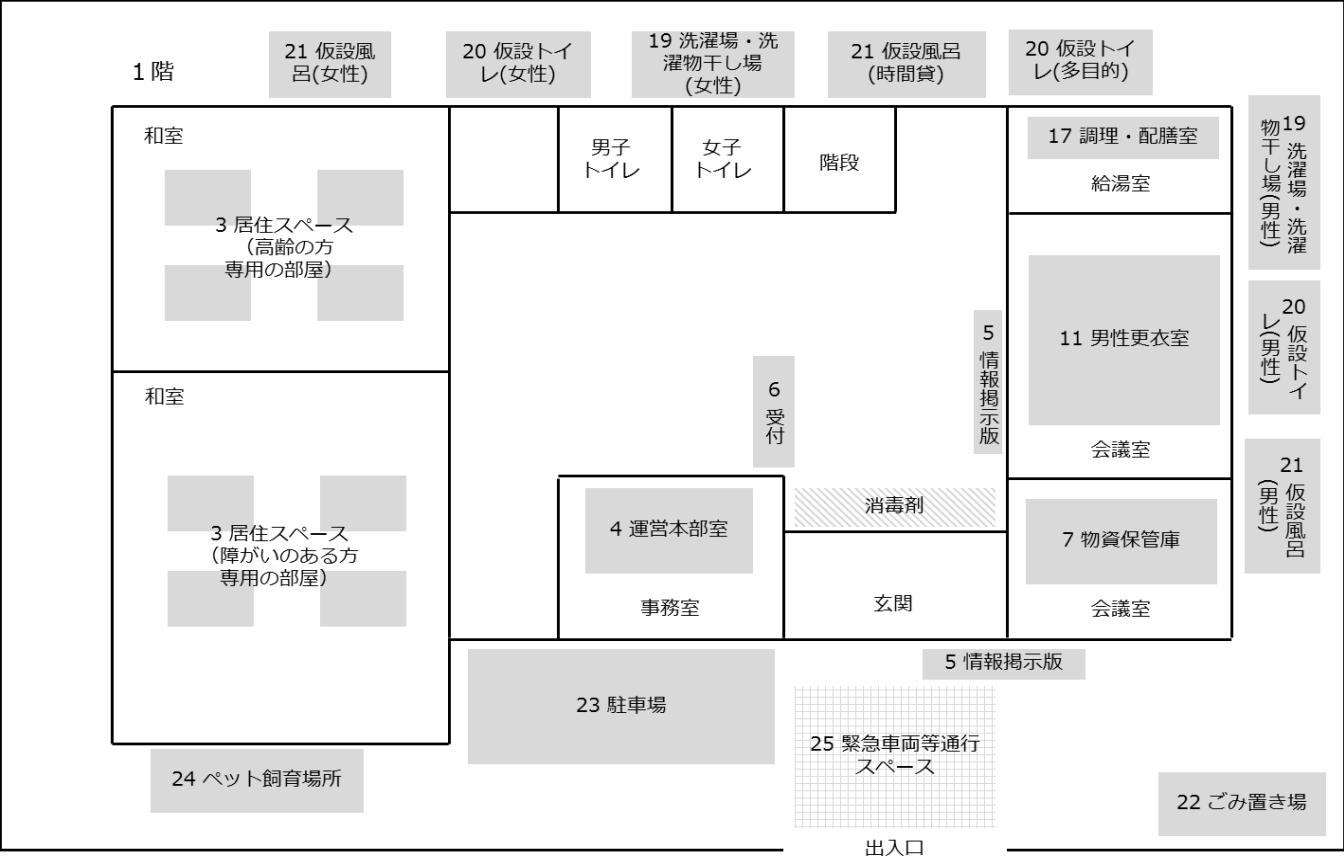
＜参考：レイアウト図①（体育館）＞



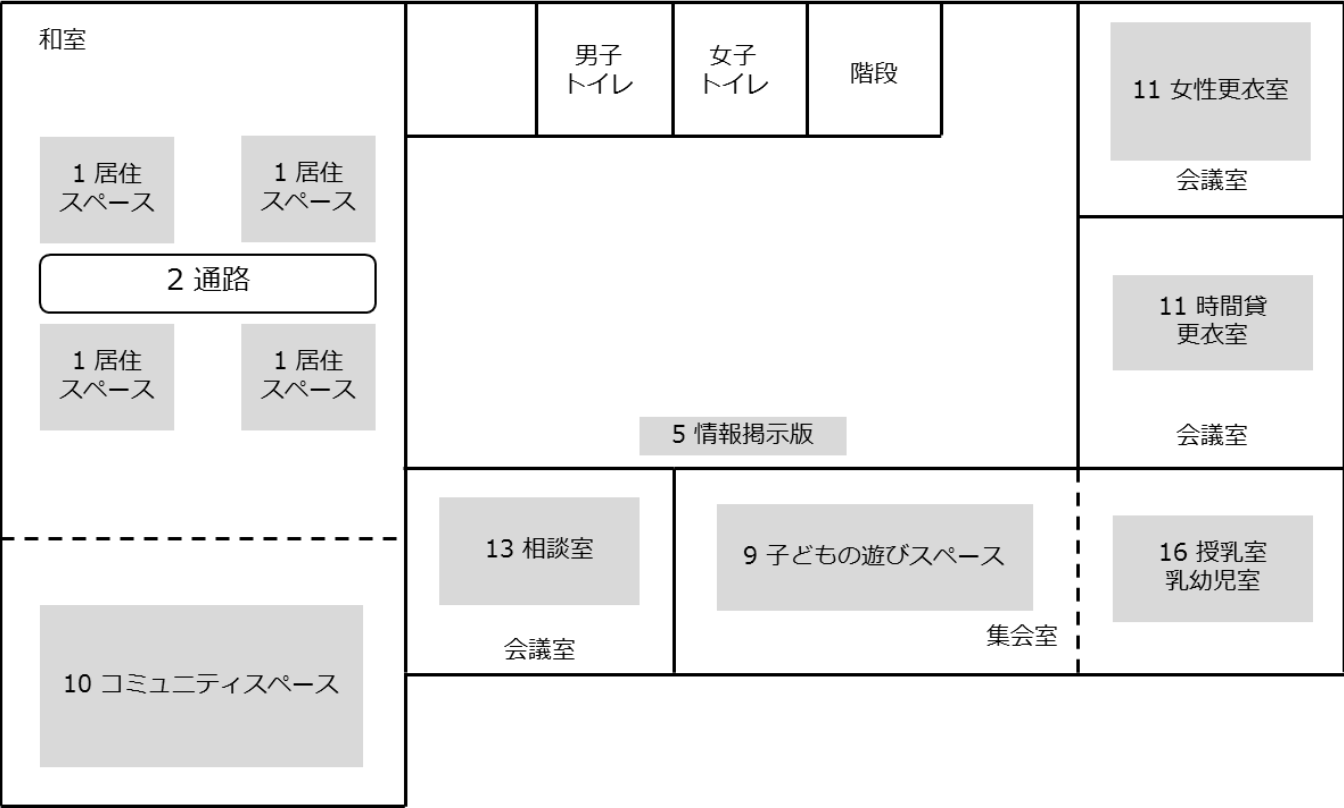
＜参考：レイアウト図②（学校敷地内）＞



<参考：レイアウト図③（地区活動センター等）>

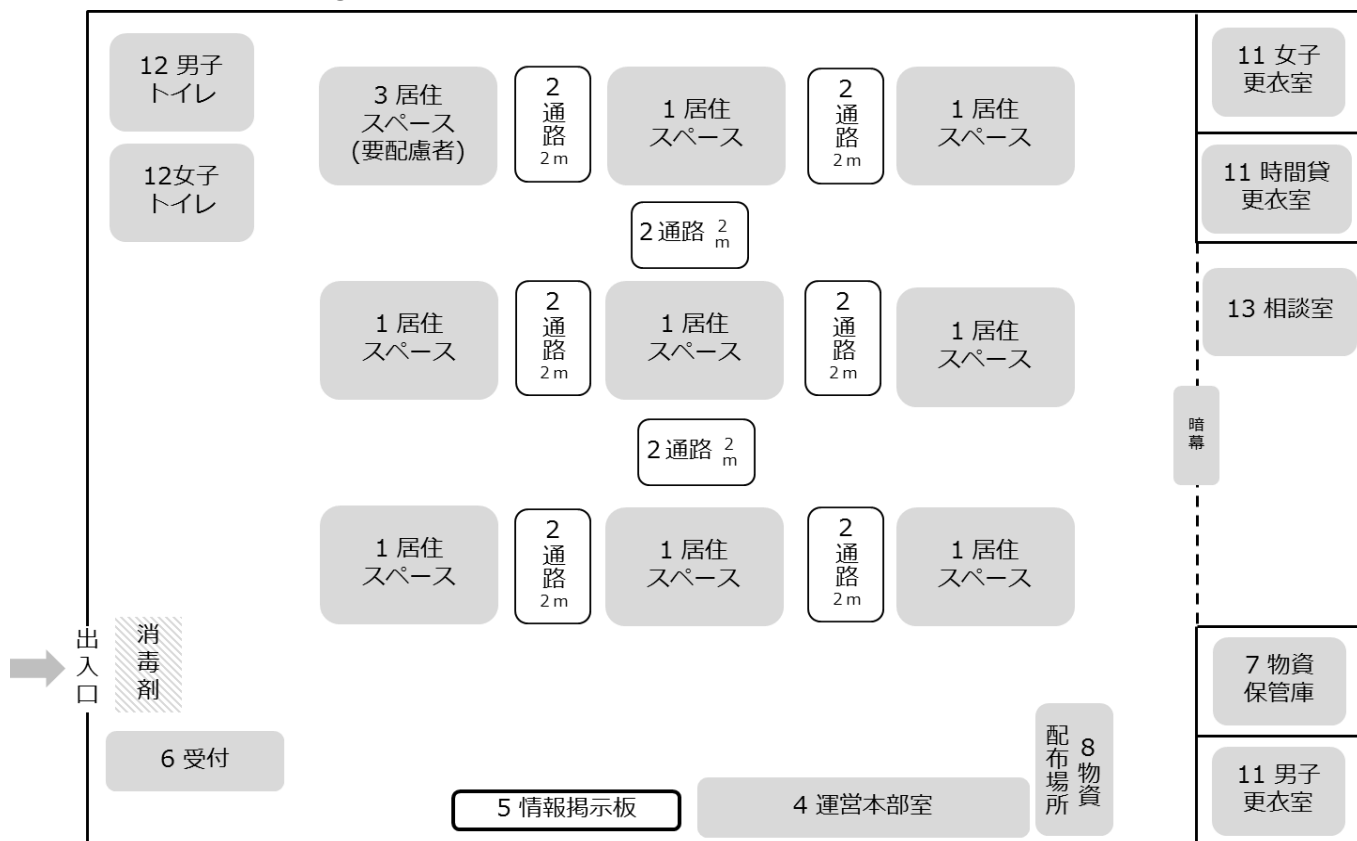


2階

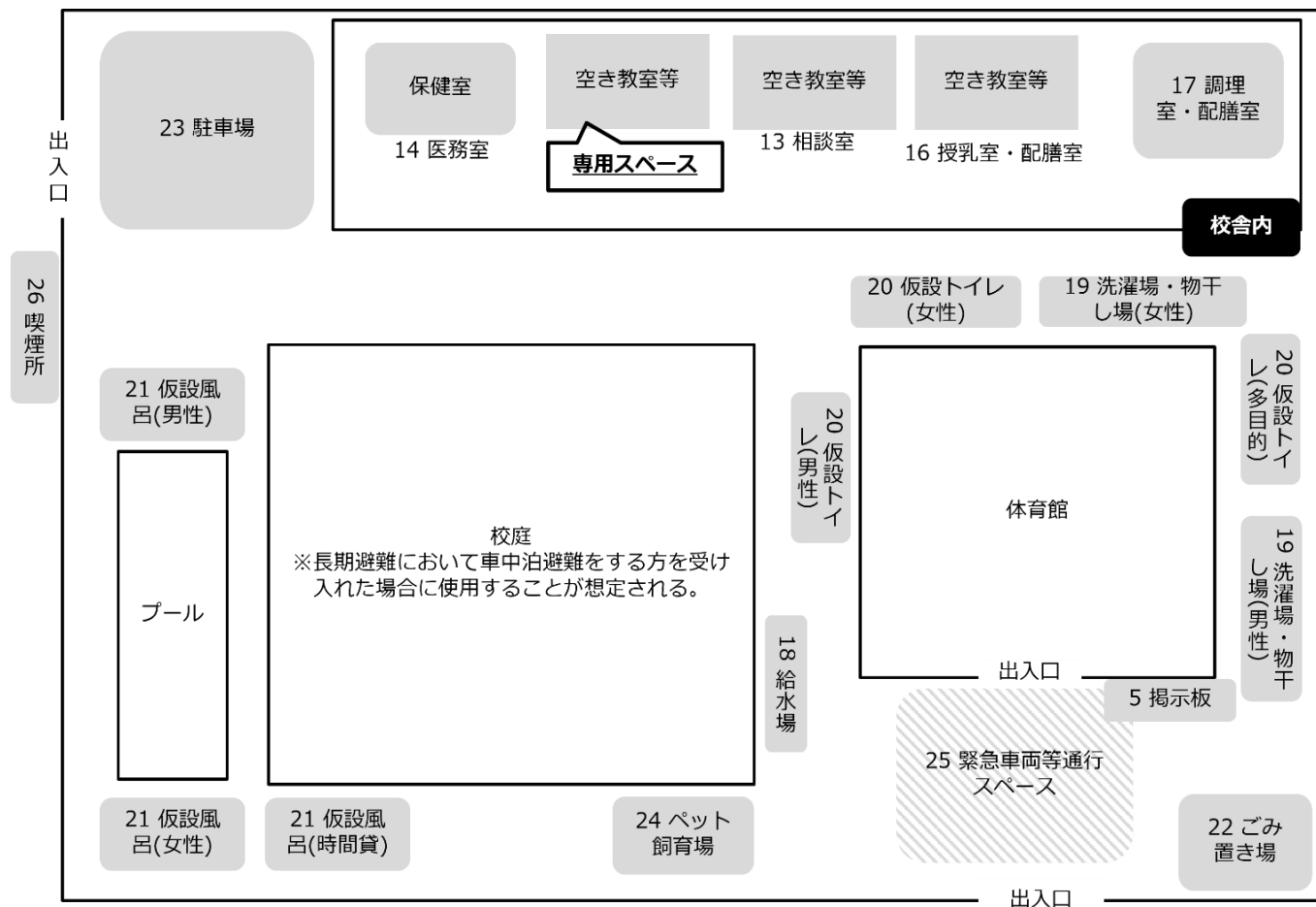


※専用スペース 発熱等の症状がある方が避難する専用のスペースをいいます。

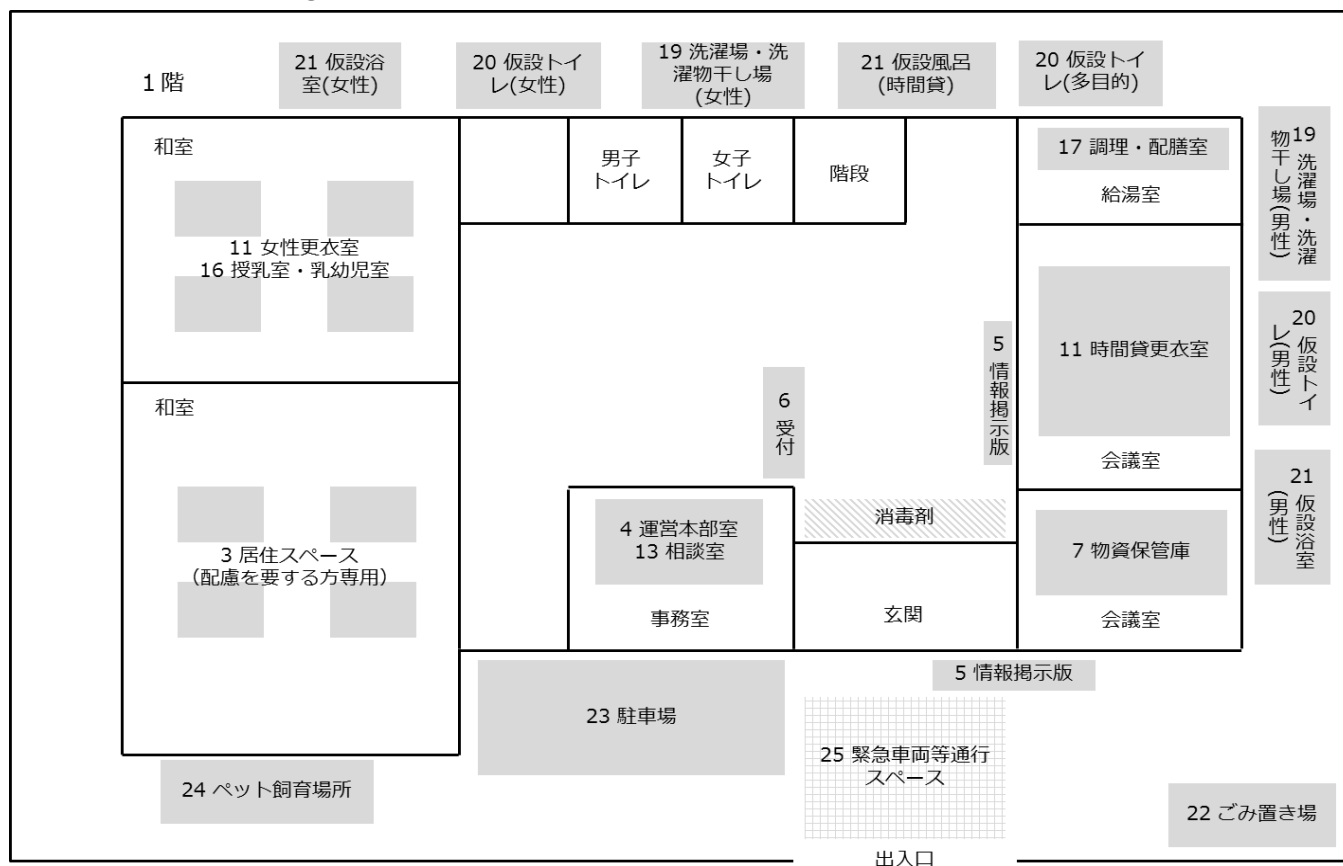
＜参考：レイアウト図①（体育館）＞



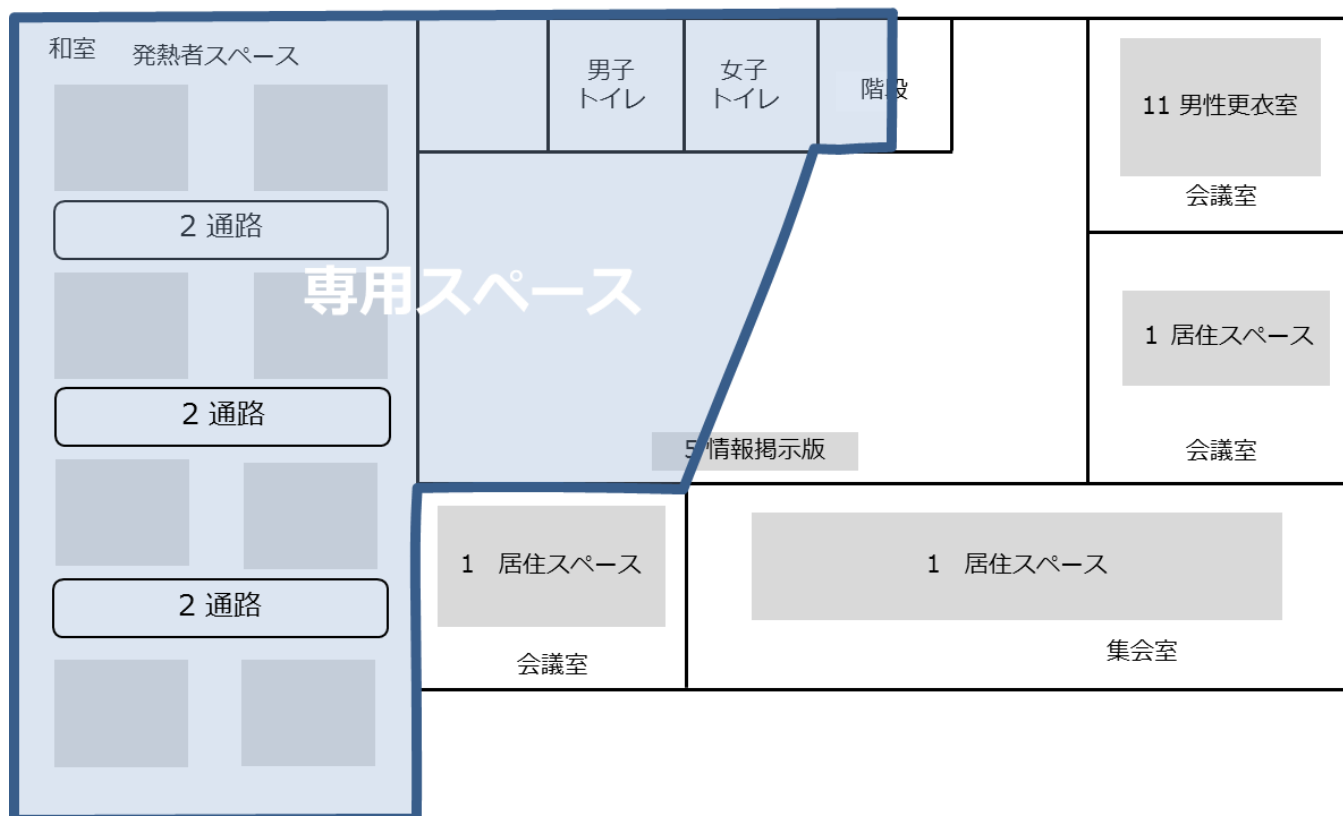
＜参考：レイアウト図②（学校敷地内）＞



<参考：レイアウト図③（地区活動センター等）>



2 階



トイレ使用のルール（例）

〇〇〇〇〇避難所運営本部

代表 〇〇 〇〇

避難所内のトイレは、ルールを守って清潔に使用し、いつでも気持ちよく利用できるよう心がけましょう。

水道が復旧するまで、水は大変貴重になります。排泄後の流し用や手洗い用の水は、節水に心がけましょう。

● 施設内のトイレを使用する場合（水を確保して使用する場合）

- 1 トイレトペーパーを使用した場合は、詰まる可能性がありますので、便器に流さず、備え付けのゴミ箱に捨ててください。捨てた後は必ずゴミ箱のふたを閉めてください。
- 2 トイレ使用後は、ポリバケツに汲み置きしてある水（流し用）を使用して流してください。
- 3 ポリバケツに汲み置きしている水は、手洗いには使用しないでください。手洗いは、手洗い場に備え付けの水（手洗い用）を使用してください。
- 4 水汲みやトイレ掃除は、避難者全員で当番制で行います。居住グループごとに当番を割り振るので、協力して行いましょう。

● 仮設トイレ（簡易組み立てトイレ）を使用する場合

- 1 使用する際は、中に人がいないかひと声かけて確認しましょう。
- 2 使用していることが分かるよう、入り口にある札を「使用中」にしてから入りましょう。
- 3 介添えが必要な方は、様式（多目的）トイレを使用してください。
- 4 使用後は便器のそばにあるレバーを回して、排泄物を流してください。
- 5 汲み取り業者の手配が必要となるため、排泄物が溜まってきたら、衛生班に報告してください。

ペットの飼い主の皆さんへ（例）

〇〇〇〇〇避難所運営本部

代表 〇〇 〇〇

避難所では、多くの人が共同生活を送っていますので、ペットの飼い主の皆さんは、次のことを守って避難所生活を送ってください。

- 1 ペットは指定された場所で「つなぐ」あるいは「檻（ケージ）」に入れて飼育してください。
- 2 飼育場所は飼い主によって常に清潔にし、必要に応じて消毒してください。
- 3 ペットに関する苦情の予防、危害の防止に努めてください。
- 4 排便やブラッシングは、必ず屋外の指定された場所でさせ、後始末を行ってください。
- 5 給餌は時間を決め、その都度きれいに片付けてください。
- 6 ノミの駆除に努めてください。
- 7 運動は必ず屋外で行ってください。
- 8 必要なワクチンを接種してください。
- 9 迷子札等を装着してください。
- 10 飼育が困難な場合は、専用施設の一時預かり等を利用してください。
- 11 トラブルが生じた場合は、速やかに避難所運営本部（保健衛生班）に届け出てください。

避難スペースの設定 <【短期運営編】4(1)を抜粋>

1	【居住空間の区画整理】 ○ 居室内の区画境界は、床に敷く敷物等で区別するなど、明確にします。 ○ 避難者1人当たりの必要面積として3㎡／人を確保します。 ○ 避難スペースは家族単位で割り振ることにします。 ○ 避難者が多いときは、同一町内会・自治会ごとに割り振ることでコミュニティ形成維持を図ります。 ○ プライバシーを確保するため、間仕切り等がある場合には、必要に応じて間仕切り等を使用しスペースを区切ります。 ○ 女性の単身者（若年層の女性が1人）が避難した場合の避難スペースに配慮します。
2	【通路の確保】 ○ 各世帯の区画は、必ず1ヶ所、通路に面する形で設定します。 ○ 通路の幅は、車イスの方でも十分通行することができるように1.5m以上の幅を確保します。 ※新型コロナウイルス感染症の感染対策を行う場合は、2.0m
3	【要配慮者のスペース】 ○ 要配慮者のスペースについては優先的に配慮することとします。 ○ 高齢の方や障がいがある方が避難している場合は、基本的には、トイレや医務室に近い場所に避難スペースを設けることにしますが、人の出入りが多く、騒がしくなることが想定される場合は、その状況を考慮しながらスペースを確保します。 ○ 視覚障がい者の方で、盲導犬と一緒に避難してきた場合は配慮します。また、壁際は通路として使用し、視覚障がい者の方が壁際を伝って歩くことができるようにします。 ○ 一般の方と避難生活を送ることが難しく、本人から申出がある場合は可能な限り個室を準備するあるいは適切な施設への移送を検討します。

共有スペースの設定 <【短期運営編】4(2)を抜粋>

4	【運営本部室】 ○ 発災直後は避難所となる施設の一部を避難所運営本部とし、避難所対応職員や施設管理者が実務をする場所を確保します。 ○ 事務室等を使用する場合には、施設によって個人情報を保管していることから、関係者以外の立ち入りを禁止します。
5	【情報掲示板】 ○ 情報掲示板は、様々な情報を掲示し、避難者に対して情報を周知する場所です。 ○ 様々な避難者に公平に情報を周知することができるように、避難所入口付近に設置することが望ましいです。 ○ 情報によっては、大きな字で書く、古い情報はその都度削除する等、見やすい情報掲示に努め ○ 高齢の方や障がいがある方が避難している場合は、基本的には、トイレや医務室に近い場所に ○ 情報を掲示した際は、必ず掲示時刻と情報元を付記します。 ○ 外国人の避難者に備え、多言語、または、絵文字など誰でもわかる表現で表示します。
6	【受付】 ○ 受付は、避難所の入り口付近に設けます。 ○ 状況の変化に応じて、避難者受付のほか、問い合わせ対応（安否確認対応、取材対応）、郵便物等受付、保健衛生支援対応（救護班等の受入対応）、要配慮者対応、ボランティア受付など、対象ごとに受付窓口を設置することで効率的な避難所運営につながります。
7	【物資保管庫】 ○ 食料、物資などを収納、管理するための場所を設けます。 ○ 管理場所は品目ごとに整理整頓し、保存期限等を確認しやすくしておきます。 ○ 施錠する等適正に管理します。
8	【物資配給所】 ○ 食料や物資を配給するための場所を設置します。天候に左右されないように、屋根がある場所、もしくは屋外の場合には、テントを張ることが望ましいです。
9	【子どもの遊びスペース】 ○ 避難生活が長期化するような場合では、子どもがストレスを溜めこまないように親子や子ども同士で遊ぶことができるスペースを設置します。
10	【コミュニティスペース】 ○ 避難者同士がコミュニケーションをとれるようなスペースを確保します。 ○ 避難生活が長期化した場合は、ストレス軽減の視点から重要なスペースになります。
11	【更衣室】 ○ 着替え等を行う場所として、男女別に設置をします。 ○ 男女で離れた場所に設置する等、女性に配慮します。 ○ 性別に関わりなく使用できる部屋（個室）を必要に応じて設置します。

12	【トイレ】 ○ 災害による損害が無い場合にのみ使用することとします。 ○ 水が出ないなど、使用できない場合には、必ず立ち入り禁止の張り紙等を行うこととし、避難者に周知をします。この場合は仮設トイレを要請します。
13	【相談室】 ○ 避難者（在宅避難者も含む）からの健康、生活支援、就労、暴力（DV含む）などに関する相談や、高齢者、在宅療養者、障がい者、乳幼児や妊産婦、外国人、性的マイノリティなど特に配慮を要する避難者からの相談について、プライバシーに配慮して対応するため、相談室を設けます。 ○ 専門的な対応を要する相談については、事務局に専門家等の派遣を要請し、対応します。
14	【医務室】 ○ 救護所が設置されていない避難所では、巡回や応急の医療活動ができるようなスペースを作ります。 ○ 学校等においては保険室を使用することとします。
15	【福祉避難室】 ○ 高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児など特別の配慮を要する避難者に対応するため、専用のスペースを設けます。 ○ 日当たりや換気がよく、トイレに近い部屋を選び、床に断熱材や畳を敷くなど配慮します。なお、医務室に近く、静寂を保てる場所が望ましいです。
16	【授乳室・乳幼児室】 ○ 乳幼児を抱えた母親が授乳を行うスペースです。プライバシーに配慮し、安心して利用できるスペース作りが必要です。
17	【調理室・配膳室】 ○ 調理室（給食室）等がある場合、施設管理者と協議し、炊出しや自炊のための調理室として活用します。 ○ 使用できない場合には、屋外に調理場を設置することを検討します。
18	【給水場】 ○ 給水場を設ける場合、水の運搬の問題や万が一の漏水を考慮し、かつ清潔さを保つために、屋内の1階とすることが望まれます。 ○ 屋外に設置する場合には、屋根のあるところに設置するなど工夫します。
19	【洗濯場・洗濯物干し場（男女）】 ○ 生活用水の確保と排水に適した場所を選び、共同の洗濯場を確保し、洗濯物を干すことができる場所を確保する必要があります。 ○ 女性への配慮として、洗濯機や物干し場などの管理と利用ルールを工夫し、その徹底を図ります。例えば、洗濯場については、女性専用の洗濯機の設置や男女別に使用時間帯を区分するなどの工夫が考えられます。 ○ 物干し場については、物干し台にシーツをかけて間仕切りを作るなどの工夫により、女性専用の

19	物干し場の確保に努めるなどの方法が考えられます。 ○ 男女の他に、多様な人に配慮して、場所を設置します。
20	【仮設トイレ（男女）】 ○ 原則として、屋外に設置します。なお、屋外設置型（要くみ取り）の仮設トイレを設置する場合には、し尿収集運搬車両が近づきやすい位置に設置することとします。 ○ 設置場所は、安全・安心に配慮した場所に設置するとともに、要配慮居住空間から距離をあけ、臭いなどの問題がおこらないように注意します。なお、トイレまでの通路は、ぬかるみ等を避け、歩きやすいところを確保します。 ○ 高齢の方や障がいのある方等の体の不自由な人がいる場合は、あまり遠くならないように配慮します。 ○ 女性や児童に対する防犯や、高齢者の急病など緊急通報のため、仮設トイレ内に防犯ブザーを設置するなどの工夫も必要です。 ○ 男女の他に、性別に関わりなくしうできる多目的トイレの設置及び表示があることが望ましいです。
21	【仮設風呂（男女）】 ○ 原則として、屋外に設置します。 ○ 原則男女別で設置することとします。なお多様な人に配慮する必要があることから、個人ごとに入浴できる時間帯を設けることも必要です。 ○ 男女別に設置することができない場合は、使用時間（日）を区分します。 ○ 仮設風呂や仮設トイレなど屋外に設置する設備は、日没後の利用も考慮して通路等に十分な明かりを用意することも必要です。
22	【ごみ置き場】 ○ ごみ収集車が近づきやすい位置に、ごみ置き場を設置します。 ○ 出来る限りごみの分別を行い、品目ごとに区分して集積します。 ○ 残飯等の腐敗性廃棄物は、袋に入れて分別保管します。 ○ 注射針等の感染の恐れがある廃棄物は、保管のための専用容器に入れて保管します。
23	【駐車場】 ○ 必要最小限のスペースを確保することとします。 ○ 食料や物資の運搬車や緊急車両が駐車するスペースを優先的に確保します。
24	【ペット飼育場】 ○ ペット同行で避難された方がいた場合には、鳴き声や臭いが他の迷惑にならないよう、基本的には外にペット飼育場を確保します。 ○ 飼育管理は飼い主自身が行うことが原則となります。
25	【緊急車両等通行スペース】 ○ 緊急車両や物資運送車両が通行・駐車できるように、スペースを常時確保しておきます。
26	【喫煙場所】 ○ 原則施設ごとの方針に従います。 ○ 喫煙所を設置する場合は、受動喫煙防止の観点から敷地外に設置することとしますが、周囲の状況に配慮します。